

試論 日本語の主語

佐藤 憲 一

一、はじめに

小・中学校の国語の教科書の中には、主語は述語と対になって、文の「骨組み」を構成する成分である、と教えるようになってきているものがある。^(注1)ところが、この学校文法の説に最も大きな影響を与えたと言われている橋本進吉博士は一方において、主語と連用修飾語の間には根本的の相違がないという見解も述べておられる。^(注2)この見解をさらに徹底させたものが、三上章氏の「主語廃止論」^(注3)や湯川恭敏氏の「日本語の文には『主語』がない」^(注4)とする説であろう。

右の学校文法の立場は、主語を、文構成上の基本的な成分である、と考える立場であつて、いわゆる、主語の存在を認める立場、あるいは主語を特立する立場である。これに對して三上氏や湯川氏の立場は、主語を、他の成分、例えば連用修飾語や

補足語と同列の成分であると考えた立場であつて、いわゆる、主語を認めない立場、あるいは主語を否定する立場である。

明治時代以降のおもな文法家の、主語に関する見解を右のように、主語を認めるか否かという観点から大きく分類すると、次のようになると思われる。

- (一) 主語は、文構成上の基本的な成分である、とする説
- (二) 主語を、一方では主要な成分として立ててはいるが、他方では連用修飾語の中に含めようとする、首尾一貫しない矛盾した説
- (三) いわゆる主語は、連用修飾語などと同列の成分であつて、文を構成する基本的な成分ではない、とする説

(四) (一)と同様に主語を認める説。ただし、いわゆる述語文の特殊なものとして、主語のない文も認めている。

(一)と(四)の説は、基本的には同じものと考えられるので、共に主語特立説と呼ぶことにする。また(二)の説を主語温存説、(三)の

説を主語否定説と呼んでおく。

この試験で考察の対象にした文法家を、各説毎に挙げれば次のようになるであらう。

- (一) 大槻 文彦 山田 孝雄
- (二) 橋本 進吉 時枝 誠記
- (三) 松下大三郎 三上 章 渡辺 実
- 奥津敏一郎 湯川 恭敏
- (四) 大久保忠利 鈴木 重幸

勿論、ここに挙げた各文法家が特立しようとした主語と、否定しようとした主語とは、そこに含まれる対象そのものに多少の違いがある。例えば、

昨日ハ 雨ガ 降ツタ。

という文の「雨ガ」は、主語として認めるべきか否かという問題の中心となつてゐる成分である。それに対して「昨日ハ」の方は、主語特立説の立場からは多くの場合、主語の一種と考えられてゐる。ところが、主語を認めない文法家の多くは、「昨日ハ」はいわゆる時の副詞であつて「雨ガ」とは別種の成分である、と考へてゐる。

この試験では、「雨ガ」(及び「昨日ハ」)を主語として特立する論拠、あるいは逆に「雨ガ」を連用修飾語等を含める論拠について考察することによつて、主語というものを見ようと思ふ。

二、主語特立説

主語を特立する文法家がその根拠としてゐるものは、ある一

つの文が作り出される時に表現主体の頭の中で働いてゐる意識の作用である、と考へられる。

例えば大久保忠利氏は、自からの言語理論を「言語^(注6)意識直結説」と呼んでゐる。そしてこれは、次のように説明されてゐる。

人間はコトバをつかつて、認識・思考をおこなうイキモノである。^(注7)

大久保氏は、言語を常に認識・思考の問題と関連させる立場を前提としてゐる、と言ふことができよう。

右のような前提に立つて大久保氏は、まず認識・思考の基本的な単位として「判断」の作用というものを考へてゐる。^(注8)そして、この「判断」に対応する言語上の単位を「単位文」と呼んでゐる。この「単位文」は、山田文法の「句」に相当するものである。ところで、判断というものは一般に、二分割構造をなすとされてゐる。従つて「単位文」は、判断の対象とその属性という二つの辞項を表わす部分から成つていなければならぬことになる。その二辞項がいわゆる主語と述語である。大久保氏は、これを「主部」「述部」と呼び、これと「判断」との関係を次のように説明してゐる。

主部——そこで述べようとする対象を、まず、その名で呼ぶことによつて、自分にも・他人にも、その「単位文」で述べようとする対象そのもの(時には、その対象のある「部分」——その時にはその「部分」が「対象」となる)が定立されます。他のコトバでいえば、「ソレニツイテ述べられる対象」なのです。

述部——その「単位文」で、そこに立てられた「主部」(対象)ニツイテ述べることからです。

(中略)

そして、心理学的には、この、「対象」を二つに分析し、この、「ニツイテノベラレルコト・モノ」(主部)と、「ノベラルト・モノ」(述部)とを述べて、結合(統合)すること(注10)を「判断」と呼んでいるのです。

この記述とほぼ同様の記述が山田文法にもある。山田文法における「主格」と「賓格」は、言語主体が客世界の事物を認識・理解する活動と関連させて論じられている。この活動は、大久保氏の言う「判断」の作用に相当するものであろう。山田博士は「了解作用」と呼んでいる。例えば、次のような記述がある。

抑も吾人の思想に於いて、一事一物を理會せむとせば、必ず其対象とその対象に関連して考へらるべき賓位觀念(主として属性、されど必ずしも属性に限らず。)とを分離して、相対立せしめて考へ、再びこれを結合してその間の關係を明白に示し、ここに一の思想が成立するなり。かくの如きは即ち了解作用の特徴にして、この主位觀念は賓位觀念と相対立して存し、それが陳述の力によって統一せらるべき性質を有するものなり。(注10)

山田博士の「主格」や大久保氏の「主部」は、いわゆる判断を構成する唯一の二辞項として特立されている、と考えられる。

大槻文法の場合には、いわゆる判断の作用に相当するような、特定の作用には言及していない。しかし、言語主体の意識には言及していると考えられる。例えば次の引用文の冒頭の記述は、

そのように理解することができよう。

主語。説明語。人ノ思想ノ上ニ、先ヅ、主トシテ浮ブ事物アリテ、次ニ、コレニ伴フハ、事物ノ動作、作用、形状、性質、等ナリ。「花、咲く。」志、堅し。「ナドイフニ、「花、」又ハ、「志」ハ、先ヅ、心ニ浮ブ事物ニシテ、次ニ、「咲く、」(或ハ、「落ツ、)ナドイヒテ、「花」ノ作用ヲ述ベ、又ハ、「堅し、」(或ハ、「薄し、)ナドイヒテ、「志」ノ性質ヲ述ブ。「花」又、「志、」ハ、其作用ヲ起シ、又ハ、其性質ヲ呈スル主タル語ナレバ、主語(又ハ文主)ト称シ、「咲く、」又ハ、「堅し」ハ、其ノ主ノ作用、性質、ヲ説明スル語ナレバ、説明語ト称ス。

主語 | 説明語 | 主語 | 説明語
花、 | 咲く。 | 志、 | 堅し。

主語、上ニ居リ、説明語、下ニ居ルヲ、正則トス。主語ト説明語トヲ具シタルハ、文ナリ、文ニハ、必ず、主語ト説明語トアルヲ要ス。(注11)

また、鈴木重幸氏の場合も、一応表現主体の精神の作用を考えているようである。例えば、次のように述べている。

すなわち、主語と述語とは、現実の中で統一している、ものとその属性とを一たん分析し、それらを総合して一つの文として表現する要素だ。(注12)

この文章の中にある「分析」「総合」といった作用は、一応、表現主体の作用であり、その意識の中で実際に働いている作用である、と考えられる。

ところで、鈴木氏が主語を特立する根拠は、別の所にもある。

鈴木氏は、一つの単位文によって表現される意味内容に注目して、主語と「対象語」（いわゆる客語）とを区別している、と考えられる。例えば、次のように述べている。

第一に、主体と対象とは、動作に対する意味論的な関係においてことなる性格をもっている。すなわち、対象は、（とくに義務的な対象は）それなしには動作がなりたたないという点で、ひろい意味での動作にふくまれるが、主体は動作にふくまれない。なぜなら、主体をふくんだ動作というものは、もはや単なる動作ではない。（それは一つのできごとでもよぶべきものだ。）（注12参照）

いわば、文の内容である「できごと」は「主体」＋「対象を含む」動作から成っていると考えられる。いわゆる主語と述語の関係を主体と（広義の）属性の関係であるとする見解は、上述した、大久保氏以下の文法家に共通して見られるものである。山田博士や大久保氏の見解では、この関係にいわゆる判断の構造が並行的にかぶさっている、と見ることもできよう。^(注14)

三、主語温存説

橋本進吉博士は文の成分として、「主語」「述語」「修飾語」「独立語」の四種を立てている。^(注15) また、時枝誠記博士は、「述語格」「主語格」「客語格」「補語格」「修飾語格」「対象語格」「独立語格」という七種の名称をあげている。^(注16)

いずれの場合にも主語は、「修飾語」とは一応区別され、「述語」と共に各種成分の先頭に置かれ、「述語」と一対の成分とし

て論じられている。しかし、主語の重視はそこまでであって、積極的に、主語は文を構成する上の基本的な要素である、とは述べていないようである。従って、なぜ主語をこのように重視するのか、その理由・根拠は不明である。ただし、各文法家の挙げている成分の大部分は、学校英法で扱う、文の成分と対応している。すなわち、subject（主語）、predicate（述語）、object（客語）、complement（補語）、modifier（修飾語）である。従って、橋本・時枝両文法における成分の立て方は、英法からの借用であるとも考えられる。

主語は諸成分中の第一成分である、という見解が借りものであるとするならば、主語は連用修飾語の一つにすぎない、とする見解は、両文法に共通の持論であろう。そして、そう主張する理由は、二つの成分が直接関係する場合の、関係の仕方にある、と考えられる。しかもその関係の仕方は、述語の表現する意味・概念と主語のそれとの関係として論じられている。

例えば橋本博士は、「修飾」という職能を「修飾される語の意味を委しく、定めること」と規定した後で、次のように述べている。

修飾といふ意味を右のやうに解すれば、「鐘が鳴る」の「鐘が」も「鳴る」では何が鳴るか漠然としてゐるのを委しく定めるもので、やはり修飾語ではないかといふ論が出るかも知れません。それは誠に道理であります。実をいへば、私も主語と客語、補語や修飾語との間に、下の語に係る関係に於いて根本的の相違があるとは考へないのであります。（注2参照）

ところが、橋本博士は、このように主語と修飾語との間に「根本的の相違があるとは考へない」と述べたすぐあとで、この見解を保留にして、主語を特立している。「新文典 別記」に見られる、このような矛盾した取扱は、恐らく「新文典」が教科書である、ということに規制されているためであろう。従つて、橋本文法独自の、「文節」を中心概念とする構文論の場合、主語は、「連用修飾語」に相当する「連用従属文節」の中に明確に位置付けられている（後述）。

時枝文法において、主語を特立しない理由は、勿論、「詞」と「辞」の区別に基づく「入子型構造」にある。しかし、主語を特立しない理由を述べる中で、橋本文法と同じように、主語が何のために表現されるのか、という点からも論じている。例えば、

「入子型構造」の図

彼は 勉強家 です

を例にして、次のように述べている。

国語の特性として、主語の省略といふことが云はれるが、右の構造から判断すれば、主語は述語の中に含まれたものとして表現されてゐると考へる方が適切である。必要に応じて、述語の中から主語を抽出して表現するのである。それは述語の表現を、更に詳細に、更に的確にする意図から生まれたものと見るべきである。主語を述語の中を含めるところにも、それなくしても自明である場合、主語を取出すことが憚られる場合等があるためである。

述語に対する主語の関係を以上のやうに見て来るならば、主語は、後に述べる述語の連用修飾語とは本質的に相違が

ないものであることが気付かれるであろう。^(注17)

以上のように、橋本・時枝両文法において、連用修飾語に含めようとした「主語」は、述語によつて表現される動作や属性の主体を明示する必要のある時に、他の連用修飾語と同じように述語に付け加えられる成分であるということができよう。

ところで、橋本文法をもう少し詳しく見てみると、前述した「連用従属文節」を次のように下位分類している。^(注18)

連用従属文節は（格助詞、係助詞、接続助詞、其他）そのつぎやうに種々の区別がある。それによつてどんな文節につらなるかといふ点に或るきまりのあるものがある。これをいかに分類するか。

- 一、格助詞「が」を附けたもの、又「が」がなくとも之と同じ関係でつづくもの 「主語格」
- 〇あらゆる用言につづく 「客語格」

- 二、格助詞「を」を附けたもの、又…… 「客語格」
- 三、其他の格助詞を附けたもの 「補語格」

〇或場合には制限あり（筆記は略す）

- 四、副詞、副詞法及び之と同じ関係の体言 「副詞格」
- 五、接続詞（連用従属的）及び接続助詞を附けたもの 「接続格」

- 六、連用法 「附屬格」

この他に体言及び準体法に係助詞あるものを認めてもよい
「提示格」

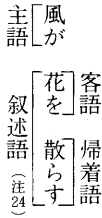
このように分類する基準は、引用文の初めにある「そのつぎやう」であると考えられる。恐らくその直前にある括弧内の記

松下文法の前掲図をさらに詳しく見ると、「主語」は「客語」「補語」と共に「補用的関係」に立つ成分として一括され、「補充語」と呼ばれている。「主語」は「補充語」の一つなのである。特に「主語」と「客語」は、「主客的关系」に立つ成分として、「関係物(主客体)の概念を補充する」という点でも共通している。逆の見方をすれば、「主語」と「客語」はこのような共通性を持ちながら、二つに分けられているのである。このような分け方は、橋本博士が「主語格」(及び「客語格」)を「補語格」から独立させた取扱いと同じであろう。

松下文法において、「主語」と「客語」とを区別する理由は、直接説明されていない。しかし、次のような記述から窺い知ることができよう。

凡そ宇宙間の諸現象は之を作用と作用の主体とに分けて考へることが出来る。「風が花を散らす」は一つの現象であるが「風が」は主体で「花を散らす」は作用である。作用は又客体と関係作用とに分けて考へられる。「花を」は客体で「散らす」は関係作用である。

そして、右のような分析の結果を表したものが次の図であろう。



「主語」は、いわば単位文の直接構成要素であり、第一次成分である、といえよう。そして、そのように規定する根拠は、恐らく一つの単位文によって表わされる意味内容(「現象」)は、「作用と作用の主体とに分けて考へることが出来る」という認識で

であろう。このような考え方は、既に見た鈴木氏の「できごと」「主体」+「動作」という考え方と類似している。

次に三上章氏は、いわゆる主語を、「主格(補足語)」と呼び、その「主格」すなわち体言+格助詞「が」を、体言+「を」、体言+「に」等と共に「補足語」の中に位置付けている。

三上氏がこの「主格」を特立しない理由は、一言で言えば、「主格」が文を構成する上で他の「補足語」と区別しなければならぬほどの重要な職能を持っていないからである。従って、もし「主格」に重要な職能があれば、その「主格」は特立されて「主語」と呼ばれることになる。例えば次のように規定している。

その主格が構文上ある特別な役割を果たすときに、その役割を主語と呼ぶのである。

三上氏は、このような「主語」の存在する言語として英語を例に挙げている。英語の「主格」は述語と共に「主述関係」を構成するという役割を持っているがゆえに「主語」なのである。その役割は、次のような形態的事実を根拠にして論じられている。

A bird is flying.

Birds are flying.

右のように主語は述語 (finite verb) と人称や数の呼応をする。そして主語と述語とはそれぞれ従属成分(または修飾成分)を従えて主部——述部となり、センテンスを二分する。

A bird + is flying

Birds + are flying

(注26)

これに対して日本語の「主格」には、このような現象がない、と三上氏は考えている。例えば、

甲ガ乙ニ丙ヲ紹介シタ。

という文を例にして、次のように述べている。

日本語には「甲ガ」だけが述語と呼応するという現象はないし、「ガ」と「乙」との間に特に大きい裂け目がない、^(注27)て、センテンスが上下に二分されるわけでもなく、ゆえに日本語に「主語」はない、ということになるものと思われる。

湯川恭敏氏は、いわゆる主語を「連用修飾形式」の中に含めている。

湯川氏が主語を否定する根拠もまた、言語の形態的側面にある、と考えられる。湯川氏の言葉で言えば「あらわし方」である。例えば、前述の三上氏と同様に、特立されるべき「主語」を規定する所で次のように述べている。

この論文で用いる「主語」という術語は、「動作」または「属性」の主体のあらわし方がその言語の文の構成において最も基本的な要素の一つとなっているものを意味する。(注4 参照)

具体的な「あらわし方」については、主語を否定する理由として、次のように個条書にしている。

(I) 「主語」にあたるものが文中にあらわれていないことがある。

(II) 「主語」にあたるものがいくつもの形式であらわされている。

(III) そのうちの少くともある形式は「主語」以外の場合にも用いられる。

(IV) 「主語」にあたるものがそれ以外の連用修飾形式と同列の地位を占めている。

このうち(I) (III) は結局(IV)でまとめられる。

(注4 参照)

理由の(I)で指摘されていることは、「主語省略文」と「主語のない文」とが存在するという事実である。(II)及び(III)で指摘していることは、助詞の付属の仕方(付属しない場合も含めて)の問題である。そして(I) (III)で指摘された事実から帰納された結論(IV)である、と考えることができる。

ところで、この結論(IV)について論述する中で、語順の問題が取り上げられている。語順もまた、「あらわし方」の一つであろう。湯川氏はこれを二つの場合に分けている。第一は、いわゆる主語及び連用修飾語と述語との前後関係であり、^(注28)第二は、主語と連用修飾語相互の順序である。

湯川氏は、これらの形態的事実に基づいて、いわゆる主語の持つ機能を結論として引き出している、と考えられる。例えば結論(IV)の中で、いわゆる主語も述語の前に来る事に関して、

彼ハ行ク

学校へ行ツタ

等、十個の文例を挙げて次のように述べている。

これらの文の下線部分はそれぞれ意味はちがっているが、文法的機能としては極めて類似したものであると考えられる。その中にはいわゆる「主語述語文型」といわれるもの

も、そうでないものもあるが、それにもかかわらず文の構成上の観点からはほぼ同列に扱いうる機能をはたしているように思われる。(注4参照)

次に、渡辺実氏も、いわゆる連用修飾語に相当する成分を「連用成分」と呼び、いわゆる主語をその中に位置付けている。

渡辺氏は、

鳥が 飛ぶ。

という文の「鳥が」という成分の形に着目して論述している。

「鳥が」は、いわゆる主語であるが、渡辺氏はここで、「鳥」と「が」が発音上の単位、すなわち「文節」として一まとまりになっている事実注目する。そして、この形態的な事実に基づいて、「が」は「鳥」と「飛ぶ」とを対等のものとして結び付けているのではなく、「鳥」と結合して、「鳥」が「飛ぶ」に対して一方的に係って行く職能を表わしていると考えられるわけである。

さらに、このような職能は、

二階を 借す

人に 会う

における「二階を」「人に」の持つ職能と同類である、として主語を「連用成分」の中に位置付けたものと考えられる。渡辺氏は次のように論述している。

表現の主役は述語「飛ぶ」であって、述語には表現を統一する力が托されている。いわゆる主語の方は、述語から分出されて再び述語へ帰属しようとする従属的な成分である。

「が」は「鳥」と「飛ぶ」との関係を示すもののだが、より正確に言えば、「鳥」が「飛ぶ」に帰属する時の、帰属の

関係を示すものである。発音の切れ目は意味の切れ目のまに行かない場合がある、とは思うけれども、「鳥が」の後に音の切れ目が生ずる理由を構文論的に解釈すれば、述語が主で主語が従という点に答えを求めるのが当たつていようかと考へる。^(注30)

最後に奥津敬一郎氏は、この試論の主語特立説に相当する説を「主述構造論」と呼び、主語否定説に相当するものを「格並列論」と呼んでいる。奥津氏は後者であり、いわゆる主語、すなわち「主格」は、「時格」「所格」「理由格」などの「格」仲間と相並ぶ成分である、としている。

奥津氏が主語を特立しない理由は、「主格」もまた述語と直接係っている名詞である、と考えるところにあると思われる。それは次のような現象として説明されている。例えば、単文

キノウ新潟デ太郎ハ大雪ニアツタ。

がある一方、この単文に「格」仲間として用いられている名詞が、この単文とほぼ同様の形態と意義を持つ節に修飾されている場合がある。例えば

新潟デ太郎が大雪ニアツタキノウ

などである。「主格」もこの「時格」と同様に連体修飾され得る(即ち名詞である)ところから「格」仲間に位置付けられるべき成分である、と解釈したものと考えられる。次の記述はどのように理解することができよう。

奥津(一九六四)も、同一名詞連体修飾に関しては、すべての格の名詞が、ひとしく文末に置かれて被修飾名詞となり得ることから、その限りでは、格並列的な文構造をと

るべきであると考えた。例えば次のようにである。

キノウ 新潟デ 太郎ハ 大雪ニ アツタ↓

新潟デ 太郎ガ 大雪ニ アツタ キノウ

キノウ 太郎ガ 大雪ニ アツタ 新潟

キノウ 新潟デ 大雪ニ アツタ 太郎

キノウ 新潟デ 太郎ガ アツタ 大雪(注31)

以上で、おのおのの説が根拠とする所についての考察を終わり、次に、これを整理・比較してみよう。

五、各説の比較

まず、主語を特立している文法家が、その根拠としているものには二種類ある。一つは、大槻・山田両文法や大久保・鈴木両氏が根拠とするもので、表現主体の意識の活動である。特に山田博士や大久保氏は、人間が認識・思考する時の基本的な意識の活動として「了解作用」あるいは「判断」の作用を考えている。そして、この作用によつて分析・統合される二辞項を主語・述語に対応させて、いわゆる主語を基本的な成分として特立している、と考えるわけである。

もう一つは、鈴木氏が根拠とするものであり、松下文法にも同様の見解があった。それは、文によつて表現される意味内容の構造とすることができよう。客体と述語の概念との結合は、述語概念の拡大でしかないが、主体と述語概念との結合は一つの「できごと」「現象」であると解釈して、主語を特立している、と考えられる。

一方、主語を認めない根拠も、二つに分けることができる。一つは言語の意味・職能であり、もう一つは職能・形態の側面である。

意味・職能の側面を根拠にしているのは、橋本・時枝・松下の各文法家である。共に、主語が表現されるのは、述語概念の主体を限定し、明示するためである、と解釈している。そして、主語のこのような役割は、狭義の連用修飾語の持つ「修飾」あるいは「従属」の職能と変わりない故に、いわゆる主語を特立しようとするのではないのである。

職能・形態の側面を根拠にしているのは、三上・渡辺・湯川・奥津の四氏である。その根拠を整理すれば、次のようになるであろう。

一、いわゆる主語が表現されていないことも、述語だけで文が成り立っている。

a、主語省略文

b、主語なし文

二、語順

a、主語は連用修飾語と同様に述語の前に置かれている。

b、主語と連用修飾語の位置は、相互に入れ換えることができる。

三、助詞の付属

a、主語も格助詞の付属する成分である。

b、主語には、連用修飾語と同様に係助詞・副助詞が付属する。

四、同一名詞連体修飾

○ 主語も述語用言と関係する名詞の一つである。

主語を否定する文法家は、以上の諸事実に基づいて、いわゆる主語の構文的職能を解釈し、規定していると考えられる。そして、いわゆる主語の持つ構文的職能（機能）は、いわゆる連用修飾語や「名詞＋格助詞」と同類であると考えて、文の基本的な成分として特立しないのである、と考えられる。

このように、いわゆる主語を認める立場と認めない立場とは、その論拠とする所が大きく違っている、と結論することができよう。特に、主語特立説は、主語・述語を言語主体の認識・思考の問題として捉えているのに対して、主語否定説は、形に表われた文法現象を対象にして、それを構文論的に解釈しようとしている。この二つの立場の違いは、特に注目されてよいであらう。

右の二つの説の間には、このような対立があるために、一方から他方へする批判・反論というものも、的外れであったり、議論が噛み合っていないかあったりする場合がある。そこで、そのような批判の一例として、大久保氏が湯川氏の論述を批判している論文を取り上げてみよう。

大久保氏は、いわゆる主語を表わす助詞が幾種類もあるという点について論述している箇所を引用している。

つまり、「主語」であるということはこのように三種類の方法であらわされざるをえない。文が「主語」＋「述語」で構成されているとするならば、極めて明確に「主語」、「述語」をあらわす徴表がなければならぬはずであるのに、こういう事態であるというのは、文を「主語」＋「述語」で構

成されているとみなす解釈を著しく弱めずにはおかない。^(注32)
そして、これに対して大久保氏は、

日本語は、まさにこのような方法によって「主語」が示されているのである。（註32参照）
と反論している。

大久保氏が批判の中で述べている「このような方法」というのは、湯川氏が「文を「主語」＋「述語」で構成されるとみなす解釈を著しく弱めずにはおかない」と考えた「あらわし方」であると考えられる。すなわち、大久保氏のこの批判は、主語というものは人間の意識の世界においてのみ重要な要素なのであって、言語の形態の上にはその重要性を示すものは何一つない、と言っているのと同じことになると思われる。従って、大久保氏が特立した主語を形態の面から否定しようとする試みは初めから意味がないことになってしまう。

また、一方の湯川氏は、大久保氏の立てた主語及びその論拠に対して反論しているのではなく、前述したように自ら立てた主語の定義を前提として、独自の論述を展開しているのである。

六、むすび

以上の考察に基づいて、私は、いわゆる主語を大きくは連用修飾語の中に位置付けるべきものである、と考えている。その理由は、主語否定説の立場に立つ三上・渡辺・湯川・奥津の各氏が指摘した形態的・職能的事実を、まずおさえておきたいからである。

しかし、主語特立説が根拠とする言語主体の意識もまた、言語学の重要な研究対象であると思われる。とりわけ、言語主体の意識からの解釈と、言語の形態や職能からの解釈とをいかに一致させ、統一的な体系を作り上げていくかが、今後の課題になると思われる。このような観点から、意識における判断の作用に関する若干の疑問点を指摘しておこうと思う。

主語について論ずるに際して、いわゆる判断に言及していた文法家は、山田博士と大久保忠利氏であった。その他に、松下博士も「判断の作用」について論述している。

松下文法では、この「判断の作用」によって成立した一つの思想を「思惟性断定」と呼んでいるが、この「断定」の規定は、山田文法の「了解作用」や、大久保氏の「判断」の規定と全く同じであると言つてよいであろう。例えば、次のように規定している。

思惟性断定とは判断の作用による了解である。事柄に對する觀念が他の觀念と比較されてその間に共通點が発見され、前者の觀念が判断の對象となり後者の觀念が判断の材料となり、二者が同一意識内に統覚されたものである。例へば人が花を見たとする。花の本体や形や色や美醜は合体したまま一つの觀念となる。それが分解されて「此の花」といふ概念と「美」といふ概念との二つとなり「此の花」といふ概念が判断の對象となり「美」といふ概念が判断の材料となると、この二概念が統覚されて「此の花は美しい」といふ断定となる。こゝにいふ断定は判断の作用に由つて生じたもので即ち思惟性断定である。^(注33)

ところで、山田博士や大久保氏は、「——が」という成分（ガ辞項）も「——ハ」という成分（ハ辞項^(注34)）の一部も共に判断の「対象」である、と考えている。例えば、

雪が、白い。

雪は、^(注35)白い。

の「雪が」も「雪は」も主語であり、それゆゑに判断の「対象」である。ところが松下文法では、ハ辞項だけが判断の「対象」を表わす成分であると規定されている。このハ辞項を含む文、例えば

桜の花は 四月の始に咲きます。

日本には 高山が ある。

は、「有題の思惟性断定」を表現している、とされる。

一方のガ辞項は、右の文例でもわかるように、判断の「材料」を構成しているにすぎない。ハ辞項のない

雨が 降りさうだなあ。

花が 咲いた。

といった文の場合も、「雨が」「花が」「対象」ではない、とされている。「雨が……」の文では、その場の天気判断の「対象」になつていたのであつて、右の文は、その全体が判断の「材料」を表わしていることになる。松下博士は、このような文の表わす断定を「無題の思惟性断定」と呼んでいる。

このように、判断というものに言及しながら、特にガ辞項の取扱ひに関して、松下文法と、山田文法及び大久保氏との間に相違があると考えられる。そして、このガ辞項を含む無題の「断定」に関して三上章氏は、次のような構造を示している。

甲が
乙ニ
丙ヲ
紹介シタ(注36)

無題の「断定」の構造は、このような見解から考えても、有題の「断定」のような二分割構造をなしていないのではないか、あるいは判断(Urteil)ではないのではあるまいか、と疑われる。そのような意味で、時枝文法の「認定」及び、渡辺氏の言う「総合作用」の二つは注目してよいであろう。

「認定」というのは、「辞」の一つである格助詞によって表現される、言語主体のある種の判断である、ということができよう。例えば、言語主体が、

風が 花を 散らす。

という表現をしたとする。この場合、「風」及び「花」は、表現主体の判断によって、「が」(動作の主体)、及び「を」(客体)であると「認定」されたものと考えられる。その際に注意しなければならぬことは、客体界を表現する「詞」であるときれている動詞も変化するということである。例えば、前述の「花」を「が」(主体)であると「認定」したとする。表現されるべき客体界が同一のものであるならば、動詞「散らす」は「散る」か「散らされる」にならなければならない。すなわち、

風が 花を 散らす。

風が 風に 散らされる。

花が 風で 散る。

という呼応が、格助詞と動詞の一部分との間にあると考えられる。

このような呼応関係を構文的職能としてとらえたのが、渡辺実氏の「連用展叙」と「統叙」の対応であろう。というよりも、これは格助詞の問題である以上、むしろ北原保雄氏の「補充機能」と「総括機能」の対応に相当すると思われる。北原氏は、体言十格助詞だけが渡辺氏のいう「統叙」と関係する成分であると考えて、これを「補充成分」と呼び、狭義の連用修飾語とは構文論的に俊別すべきである、と論じている。類似の見解は既に、松下大三郎博士の「補充語」や三上章氏の「補足語」として説かれている。いわゆる主語は、むしろこれらの中に位置付けられるべきではなからうか。

さて、渡辺氏の「統叙」は、述語の持っている職能であり、述語にかかって来る「連用成分」(特に「補充成分」)を一度にまとめる職能である(注39)。そして、この「統叙」は「言語主体の精神の総合作用」(注40)に託されている、と規定されている。この作用はまさしく、言語主体の精神の「認定」作用と呼応している、と言えるのではなからうか。恐らくこの二つの作用は、一まとまりの作用であって、無題の「断定」における意識の作用と何らかの関係があるのではないかと思われる。

以上、多くの文法家の高説を紹介する形で稿を進めて来たが、それぞれの説を十分に理解していない所や、あるいは誤解している所もあると思われる。そのような点を正しつつ、右に述べた点も一つの手がかりとして、今後の研究を進めていきたいと思ふ。

注1 光村図書出版「小学新国語 四年下」(昭46)一〇二頁、および「中学新国語 一」(昭46)三五七頁。教育出版「新版標準国語 五年上」(昭45)一一六頁

注2 橋本進吉「新文典別記 口語篇」(昭23再版)二二九頁

注3 三上章「続・現代語法序説―主語廃止論―」(昭和47復刊初版)

注4 湯川恭敏「主語に関する考察」(「言語研究」第五一号 昭42・3月 三〇―五一頁)

注5 大久保忠利「日本文法の心理と論理」(昭45)二〇〇―二〇二頁。また、山田孝雄「日本語法講義」(大11)三八七頁にも同様の文例がある。

注6 大久保忠利「新・日本文法入門」(三省堂新書)二二四、昭48)まえがき1頁。及び「注5」の文献の二六頁。

注7 「注5」の文献、二六頁

注8 「注6」の文献、三六頁

注9 「注5」の文献、六四頁

注10 山田孝雄「日本文法学概論」(昭11)六八九頁

注11 大槻文彦「広日本文典」(明30)二五一頁

注12 鈴木重幸「主語論の問題点」(「言語」第四卷第三号 昭50・3月)二〇―二七頁

注13 大久保忠利「日本文法陳述論」(昭43)第五章「主語独立論の主張―主語補語・修用語説への批判に立って―」四四二頁で、大久保氏も同様の見解を述べている。

注14 桑原輝男「文の構造」(「言語」五卷四号 昭51年4月 二―一〇頁)

注15 「注2」の文献、二二二頁

注16 時枝誠記「日本文法 口語篇」(岩波全書)二一四 昭25)二六三―二八三頁。ただし、「客語格」「補語格」は、「修飾語格」の中に入れて論じている。

注17 「注16」の文献、二六六頁

注18 橋本進吉「国文法体系論」(昭34)一四四頁

注19 橋本進吉「助詞・助動詞の研究」(昭45)七四―七八頁で、助詞が重ねて用いられる場合にどのような順序で付属するかについて論ずる

所で、格助詞を、(a)が、の(主格) (b)を、に(c)その他、に分けて
いる。この場合、「に」の取扱いが本文と違っている。

注20 松下大三郎「新撰標準日本文法」(昭5訂正版)六三九頁

注21 「注20」の文献、六四二頁、

注22 「注20」の文献、六四〇頁及び七〇〇頁 松下文法の「客語」は、体言十格助詞という形をした成分であって、山田文法の「補格」に相当する。いわゆる「客語」(を)だけではない。

注23 「注20」の文献、一九二頁

注24 松下大三郎「標準日本口語法」(昭36)二三〇頁

注25 「注3」の文献、一四頁

注26 「注3」の文献、三六頁

注27 「注3」の文献、三八頁

注28 「主語のない文」というのは、
静カダ。アツイアスネ。イイ天気だ。

のような文であって、述語に対する主体の概念がないもの、あるいは確定できないものである。湯川氏は、これと「主語省略文」とを区別しないが、この見解に対しては、大久保氏や奥津氏の批判がある。(「注13」及び「注31」の文献参照。

注29 湯川氏は、

ボクガ アゲル

カレニ アゲル

という文例の、「ボクガ」も「カレニ」も共に「アゲル」の直前に来ていると考えているようである。この見解に対しては、大久保氏の批判がある(「注13」。少なくとも奥津氏が述べるように、主語も連用修飾語も共に述語の前に来ている(「注31」と考えるべきであろう。

注30 渡辺実「日本語の「主語」は抹殺できるか」(「国文学 解釈と鑑賞」二九卷一―一〇号 昭39・10月)二―二九頁

注31 奥津敬一郎「主語とは何か―無主語文・主語省略文・有主語文をめぐって―」(「言語」四卷三号 昭50・3月)一一―一九頁

注32 「注13」の文献、四三四頁。「注4」の文献、三三三頁から引用したのも。

- 注33 <注20>の文献、一三頁
- 注34 望月孝逸「事象的表現と定義的表現」〔語文論叢〕三号 昭50・5月)四五―五九頁。
- 注35 大久保忠利「日本語文法主語論の建設」〔言語〕五卷一号 昭51・1月 六九―七八頁)。及び<注5>の文献、二〇八頁、<注6>の文献、一五六頁。山田博士も「鳥は飛ぶ」の「鳥」を「主格」としていい。<注10>の文献、四八七頁。
- 注36 <注3>の文献、三七頁。
- 注37 <注16>の文献、二一九頁
- 注38 北原保雄「修飾成分の種類」〔国語学〕一〇三集 昭50・12月)一八―三四頁
- 注39 渡辺実『国語文法論』(昭49) 五八頁
- 注40 渡辺実『国語構文論』(昭46) 六七頁